

おおさかカーボンニュートラル推進本部設置要綱

(目的)

第1条 府域の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざし、長期的かつ世界的な視野のもと、持続可能な経済成長と地球温暖化対策の推進を図るため、取組方針等を全庁で協議し、強力に推進する体制として「おおさかカーボンニュートラル推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、大阪府域及び府庁における、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入その他のカーボンニュートラルの達成に必要な取組みを推進するために必要な、次の事務を所掌する。

- (1)重要な取組方針や具体的な方策に係る協議及び取組みの推進に関すること
- (2)その他、カーボンニュートラルの達成にあたり必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4条 本部長は、推進本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部には、カーボンニュートラルの達成に必要な重点的な課題に対し、具体的な取組みの実施方針や内容等について関係する部局による協議を行うため、別表第2に定めるワーキンググループを設置する。

(推進本部の事務局)

第6条 推進本部の事務局は、環境農林水産部に置く。

- 2 事務局長には環境政策監を、事務局次長には脱炭素推進担当副理事の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局における庶務は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

部 局 名	本部員（職名）
副首都推進局	副首都推進局長
政策企画部	政策企画部長
万博推進局	万博推進局長
総務部	総務部長
財務部	財務部長
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略部長
府民文化部	府民文化部長
IR推進局	IR推進局長
福祉部	福祉部長
健康医療部	健康医療部長
商工労働部	商工労働部長
環境農林水産部	環境農林水産部長
	環境政策監
都市整備部	都市整備部長
大阪都市計画局	大阪都市計画局長
大阪港湾局	大阪港湾局長
教育庁	教育長
警察本部	警察本部長

別表第 2（第 5 条関係）

ワーキンググループ名
新技術実装ワーキンググループ
脱炭素経営ワーキンググループ
行動変容ワーキンググループ
脱炭素まちづくりワーキンググループ
府有施設ZEB化ワーキンググループ
府有施設再生可能エネルギー導入ワーキンググループ
公用車電動化ワーキンググループ